

第2回入札説明書等に関する質問回答書

<別添資料5 契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
33	18	第4章	第5節	第33条	第1項	本条項では、本件施設の一切が事業者の負う瑕疵担保責任の対象範囲とされており、但書で例外的に本件工事開始前に存在していた瑕疵については、瑕疵担保責任を負う対象外と規定しておりますが、事業者が瑕疵担保責任を負うべき範囲は、原則として「本件施設」のすべてではなく、本件施設のうち事業者が改修工事を施工した部分のみであると理解しております。また、本条但書にて熊本大学側の負担となる本件工事開始前に存在していた瑕疵の修補に係る履行責任は事業者にある旨を規定しておりますが、当該瑕疵は事業者の施工に伴って生じたものではないことから、事業者が施工していない目的物の瑕疵について事業者が瑕疵担保責任を負うことは、この場合の当該瑕疵の修補は、瑕疵担保責任に基づく修補ではなく、新たな工事請負契約に基づく工事施工となるものであると考えます。よって、本条但書については、本契約における瑕疵担保責任の一部として規定するのは不相当であると考えます。したがって、本条においては、本文において事業者が瑕疵担保責任を負うべき本件施設の範囲を「事業者が改修工事を施工した部分」に限定し、但書における熊本大学の費用負担による「工事開始前に存在していた瑕疵」の履行責任が事業者にある旨の規定を削除していただきたく御再考願います。	原案とおりとします。
34	26	第6章	第1節	第50条	第1項	既に熊本大学に対する引渡しが行われた本件施設に関する維持管理業務に関する部分を解除することもできる」とありますが、解除する場合と解除しない場合それぞれどのようなケースが考えられるのかご教示願います。	解除する場合は、引渡前の施設において工事の遅延等が甚だしく、事業者との信頼関係が失われ、引渡済みの維持管理業務についても適切な履行を確保できないおそれがある場合等を想定しています。 解除しない場合は、上記以外と考えます。
35	27	第6章	第1節	第51条	第2項	51条2項にて、「ただし、前項による解除時において維持管理業務が開始されていない本件施設の整備業務に関する部分が解除された場合における、当該本件施設に関する違約金の取扱いは前条の規定に従う」とあります。前条の規定に従う部分（施設整備が終了していない部分）の違約金には、維持管理業務が開始していないため、維持管理業務分の違約金を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、第51条第1項及び第2項を修正し、契約書(案)改訂版を後日公表いたします。
36	27	第6章	第1節	第51条	第2項	本契約における違約金は、事業者が契約の本旨に則った債務の履行を為しえない、または為していないことから、熊本大学が代替事業者と契約せざるを得なくなることにより増加する費用に充当するためのものであると理解しております。よって、事業者の既履行部分については代替事業者と契約する必要がないことから、違約金算定の対象とすべきものではなく、事業者に過度の損害金負担を強いものであると考えられますので、既履行部分については違約金算定の対象外として頂きたいと存じます。なお、本契約の解除により熊本大学が被った損害については、違約金の額を超過するものについても事業者に請求することが可能なのですから、上記既履行部分を違約金の算定対象から除外したとしても熊本大学側に著しく不利益を生ぜしめることはならないと考えます。	原案とおりとします。

<別添資料5 契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
37	28	第6章	第1節	第52条	第2項	熊本大学が契約を解除する際に引渡し完了していない本件施設が存在し、原状回復が社会通念上合理的であると認められない場合、熊本大学は事業者に当該引渡し未了施設の出来高部分を一括して支払うものとして理解してよろしいでしょうか？ そのような理解でよろしければ、当該条項にその旨を明文化していただければ幸いです。	引渡し完了前について、原状回復が社会通念上合理的であると認められない場合は、大学は出来高部分に相応する工事費相当額を事業者を支払うことができることとします。また、その場合の支払い方法については、現段階では想定できかねます。契約書(案)の改定版をご参照下さい。
38	33	第8章		第60条		事業者を被保険者とする履行保証保険契約を請負人等が締結する場合、当該保険金請求権に熊本大学のために質権を設定することありますが、この場合、事業者が別途履行保証保険契約を締結する必要はないと考えます。この点については、条文上明らかでないため、確認のため照会いたします。	ご理解のとおりです。 事業者が、熊本大学又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保証証券を熊本大学へ提出して下さい。請負人等が、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、熊本大学のために質権を設定したうえで、その保証証券を熊本大学へ提出して下さい。
39	34	第10章		第65条	第1項 第3項	本条第1項では、不可抗力により発生した増加費用又は損害額のうち当該年度の維持管理費相当額の100分の1までを事業者が負担することとされておりますが、第3項においてさらに、維持管理開始日から3ヶ月以内に生じた事業者側の増加費用等についても事業者が負担することと規定されております。本契約をはじめとする公共調達契約における不可抗力により発生する増加費用等の事業者側の負担は100分の1を限度とすることが相当であるとされているものと考えられますので、第3項の規定は過度に事業者側の負担を強いるものであり、維持管理開始日から3ヶ月以内の増加費用等の事業者負担を免除していただきたいのが相当であると認識しておりますので、御再考をお願い致します。	本条第3項は、不可抗力による工期延長等における事案について記載したもので、遅延による増加費用及び損害について明確な事項を想定できないこと、また、可能な限り早期に維持管理を開始することを望む点から、期間区分での負担としたものであり、過度の負担を強いるものではないと考え、原案とおりとします。
40	43	別紙4	1	(1)	事業者が 付保する 保険	設計・建設期間中に事業者等が付保する建設工事保険・請負業者賠償責任保険に関して、付保の条件として保険期間は棟ごとに加入可とありますが、「棟ごと」とは「入札説明書P.5 2」改修工事期間(解体・検査を含む)」に記載された8ヶの改修工事期間ごとの付保が可能と理解してよろしいでしょうか。	工事区分ごとの加入を可としますが、同じ棟である隣接する工事区分に影響を及ぼした場合は、事業者が責任を持って負担して下さい。